

障害者による文化芸術活動の推進を求める意見書

近年、障害者の文化芸術活動が、特にアール・ブリュットと呼ばれる芸術分野などで注目を集めており、技巧や流行に囚われず、心のまま自由に創作された美術作品が、多くの人々を魅了している。また、障害者の文化芸術活動は、障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与といった観点からみても大きな意義がある。

一方、障害者が文化芸術活動に取り組むための環境については、現在のところ、十分に整っておらず、制作環境の整備や作品の発表機会の確保、販売の支援などが求められている。これらの支援については、現在、国において、超党派の議員連盟が成立を目指している「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案」にも掲げられており、今後、多様な施策が展開されるとの期待が高い。

しかしながら、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの中で、障害者の文化芸術活動を展開することを考えると、より早期から、障害者の文化芸術活動の裾野を広げなければならず、既に時間的余裕はない。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を早期成立するとともに、障害者の文化芸術活動を推進する取り組みを早急に実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年7月6日

江東区議会議長 榎本雄一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣

あて